

# 弘前青年会議所特別会員規約

第1条 本会は弘前青年会議所特別会員会という。

第2条 本会の事務所は一般社団法人弘前青年会議所事務局内に置く。

第3条 本会は一般社団法人弘前青年会議所の特別会員をもって構成し、会員相互の親睦をはかると共に一般社団法人弘前青年会議所の活動を後援することを目的とする。

第4条 特別会員会入会にあたって、一般社団法人弘前青年会議所より事務委託費として10,000円を支払う。

## 附 則

- 1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本規程は令和4年12月16日より施行する。(令和4年8月23日理事会決議)